

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年6月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600300号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700012号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年3月30日に、喪失年月日を同年6月12日に訂正し、平成19年3月から同年5月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成19年3月30日から同年6月12日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年3月30日から同年6月12日まで

私は、平成19年3月からA事業所に正社員として勤務したが、面接時に社会保険は試用期間の3か月間は付かないと言われ、当該事業所が私を厚生年金保険に加入させなければならぬ法的義務があるはずなのに、請求期間は同保険に加入していなかった。

請求期間中の6月に事故に遭い、後遺症が残る状態となり、労働者災害補償保険の保険給付を請求することはできたものの、障害厚生年金については、事故後、社会保険事務所(当時)に問い合わせたが受給要件等を適切に教えてもらえず請求することができなかった。

障害厚生年金の受給要件等を適切に教えてくれなかったのは社会保険事務所のミスであり、年金事務所の所長から謝罪の電話も受けている。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録し、障害厚生年金を請求できるようにしてほしい。

第3 判断の理由

労働基準監督署から提出された請求者に係る休業補償給付支給請求書(第1回)、出勤簿、平成19年賃金台帳、平均賃金算定内訳(以下「当該資料」という。)により、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して勤務し、同事業所から給与が支払われていたことが確認できる。

また、当該資料及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間における標準報酬月額は24万円とすることが妥当である。

一方、請求者は、「請求期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している上、当該資料によると、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成19年3月30日、喪失年月日は同年6月12日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、平成 19 年 3 月 30 日から同年 6 月 12 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1700013 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1700002 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 41 年 7 月から昭和 63 年 11 月まで

年金事務所に国民年金保険料納付記録照会を行ったところ、国民年金加入期間の 12 年間で
便宜的理由で取り消しとの回答があった。国民年金記録の公文書に便宜的理由の文言は適用さ
れないし、公文書偽造の違反行為だと思うので、国の責任として、国民年金保険料の追納を承
認してほしいと訂正請求を行ったが、当該訂正請求に係る却下の通知（平成 27 年 9 月 18 日付
け）を受け取った。

しかし、これは年金事務所より年金記録の調査の同意を得られなかったためであり、この様
なことは行政の組織的業務上の違法行為で法治国家として責任問題と思うので、当該訂正請求
に係る却下の取り消しをしてほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年
金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働
省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年
金原簿記録が記録されていないと思量するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることがで
きると規定されている（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者
の給付に関する事項及び保険料の免除に関する事項と規定されている（国民年金法施行規則第
15 条の 2）。

本件において、請求者は、国民年金原簿の訂正ではなく、年金記録の訂正請求に係る却下（平
成 27 年 9 月 18 日付け）の取り消しを求めている。

よって、本件訂正請求は法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことか
ら、不適法な請求であり、却下することが妥当である。